

平成23年5月31日
幸手都市ガス株式会社

東日本大震災により被災されたお客様へ

ガス料金の特別措置について

この度の東日本大震災により被災され、非難生活を余儀なくされていらっしゃるお客様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早くもとの生活に戻る事ができますようお祈り申し上げます。

さて、平成23年3月11日の東日本大震災により岩手県、宮城県、福島県全域、および、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部の地域に災害救助法が適用されました。

このため、当社は同地震に関連して平成23年3月11日以降、災害救助法が適用された地域等において被災された当社の供給区域以外のお客様が同地震に起因して当社の供給区域内に避難され、新たにガスをご使用された場合、お客様からのお申し出に応じて、ガス料金の特別措置を講ずるために、本日、関東経済産業局長にガス事業法第20条但し書きに基く「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

1. 適用対象

東日本大震災に関連して災害救助法が適用された地域等において被災され、当社の供給区域以外から当社供給区域内に避難されたお客様(お客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。)

2. 特別措置の内容

被災されたお客様の避難先における平成23年3月、4月、5月、6月、7月および8月分のガス料について、それぞれの早収料金期間経過後も早収料金を適用します。

また、被災されたお客様の避難先におけるガス料金の支払い期限(検針日の翌日から50日目)について、平成23年3月分は6ヶ月間、4月分は5ヶ月間、5月分は4ヶ月間、6月分は3ヶ月間、7月分は2ヶ月間、8月分は1ヶ月間それぞれ延長いたします。

注) 9月分以降のガス料金については特別措置の適用はありません。

以上